

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案要綱

第一 次世代育成支援対策推進法の一部改正関係

一 特例認定制度の創設

1 厚生労働大臣は、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らして適切な一般事業主行動計画を策定したこと等の厚生労働大臣の認定を受けた事業主（以下「認定一般事業主」という。）からの申請に基づき、当該認定一般事業主について、次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定（以下「特例認定」という。）を行うことができるものとする。 （第十五条の二関係）

2 特例認定を受けた認定一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、一般事業主行動計画の策定及びその旨の届出に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならないものとする。 （第十五条の三

関係）

3 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができることとし、何人もこの場合を除くほか、広告等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとする
こと。（第十五条の四関係）

4 特例認定一般事業主が、次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、2の公表をせず又は虚偽の公表をしたとき等に該当するときは、厚生労働大臣は、特例認定を取り消すことができるものとする。 （第十五条の五関係）

二 期限の延長

法律の有効期限を十年間延長し、平成三十七年三月三十一日までとすること。（附則第二条第一項関係）

三 その他

- 1 罰則について必要な規定の整備を行うこと。（第二十六条関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 母子及び寡婦福祉法の一部改正関係

一 題名

題名を母子及び父子並びに寡婦福祉法とすること。（題名関係）

二 総則等

1 関係機関の創設

母子・父子自立支援員、福祉事務所その他母子家庭及び父子家庭（以下「母子家庭等」という。）並びに寡婦の支援を行う関係機関は、その者の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならぬものとする。 （第三条の二関係）

2 父子家庭を新たに支援対象とすることに伴う名称変更等

(一) 母子福祉団体を母子・父子福祉団体とするとともに、配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの福祉又はこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人その他営利を目的としない法人として厚生労働省令で定めるものであって、その理事その他の役員の過半数が配偶者のない女子又は配偶者のない男子であるものをいうものとする。 （第六条第六項関係）

）
(二) 母子自立支援員を母子・父子自立支援員とするとともに、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、母子・父子自立支援員等の人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。 （第八条関係）

(三) 母子福祉施設を母子・父子福祉施設と、母子福祉センターを母子・父子福祉センターと、母子休養ホームを母子・父子休養ホームとすること。 （第三十八条及び第三十九条関係）

3 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等の規定の創設
都道府県等は、母子家庭等及び寡婦が適切な支援を総合的に受けられるようにするため、その生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援を行う者の活動の連携及び調整を図るよう努めなければならないものとする。 （第十条の二関係）

三 基本方針等

1 基本方針

厚生労働大臣が定める基本方針の対象に父子家庭を加えること。 （第十一条第一項関係）

2 自立促進計画

自立促進計画の対象に父子家庭を加えるとともに、都道府県が当該計画の策定等を行う場合は、あらかじめ、母子家庭等及び寡婦の置かれている環境その他の事情を勘案するよう努めなければならぬこと等とすること。（第十二条関係）

四 母子家庭に対する福祉の措置

1 保育所への入所等に関する特別の配慮

市町村は、保育所へ入所する児童を選考する場合に加え、放課後児童健全育成事業その他の事業を行う場合には、母子家庭の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならないものとする。

（第二十八条第二項関係）

2 母子家庭就業支援事業等

都道府県は、就業支援事業として行うことのできる業務として、母子家庭の母及び児童並びに事業主に対し、就職の支援に関する情報の提供を明示するものとする。（第三十条第二項関係）

3 母子家庭自立支援給付金

(一) 母子家庭自立支援教育訓練給付金

都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、教育訓練を受け、当該訓練を修了した場合に、その者に給付金を支給することができるものとする。 (第三十一条第一号

関係)

(二) 母子家庭高等職業訓練促進給付金

都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格を取得するため養成機関において修業する場合に、その生活を支援するためその者に給付金を支給することができるものとする。 (第三十一条第二号関係)

(三) 受給権の保護及び公課の禁止等

母子家庭自立支援教育訓練給付金及び母子家庭高等職業訓練促進給付金に係る受給権の保護及び公課の禁止等に関する規定を定めるものとする。 (第三十一条の二から第三十一条の四まで関係)

都道府県及び市町村は、母子家庭の母及び児童の生活の向上を図るため、母子・父子福祉団体と緊密な連携を図りつつ、次の業務を行うことができるものとする。こと。（第三十一条の五第一項関係）

(一) 母子家庭の母及び児童に対し、家庭生活及び職業生活に関する相談に応じ、又は母子・父子福祉団体による支援その他の母子家庭の母及び児童に対する支援に係る情報の提供を行うこと。

(二) 母子家庭の児童に対し、生活に関する相談に応じ、又は学習に関する支援を行うこと。

(三) 母子家庭の母及び児童に対し、母子家庭相互の交流の機会を提供することその他の必要な支援を行うこと。

五 父子家庭に対する福祉の措置

父子家庭に対する福祉の措置の章を創設し、父子福祉資金の貸付け、父子家庭日常生活支援事業、公営住宅の供給に関する特別の配慮、保育所への入所等に関する特別の配慮、雇用の促進、父子家庭就業支援事業及び父子家庭生活向上事業を定めるものとする。こと。（第三十一条の六から第三十一条の十一まで関係）

六 寡婦に対する福祉の措置

都道府県及び市町村は、寡婦に対して、寡婦生活向上事業を実施できるものとする。 (第三十五条の二関係)

七 守秘義務の創設等

都道府県が母子家庭就業支援事業等を委託できることを明示するとともに、母子家庭就業支援事業等の委託に係る事務に従事する者等の守秘義務及び秘密を漏らした場合の罰則を定めるものとする。

(第十七条第二項、第三十条第三項及び第四項、第三十一条の五第二項及び第三項、第三十一条の七第一項及び第二項、第三十一条の九第三項及び第四項、第三十一条の十一第二項及び第三項、第三十三条第二項、第三十五条第三項及び第四項、第三十五条の二第二項及び第三項並びに第四十八条関係)

八 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 児童扶養手当法の一部改正関係

一 支給要件及び支給制限の改正

児童扶養手当を支給しないとする要件から父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる場合等を削るとともに、この場合における支給について定めるものとする。 (第四条

第二項及び第三項並びに第十三条の二関係)

二 相談及び情報提供等の改正

都道府県知事等が、受給資格者（養育者を除く。）に対し、自立のために必要な支援として就業の支援に加え、生活の支援等を行うことができることを明示すること。（第二十八条の二第二項関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十七年四月一日から施行すること。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行すること。（附則第一条関係）

1 第一の二 公布の日

2 第二 平成二十六年十月一日

3 第三 平成二十六年十二月一日

二 検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (附則第二条関係)

三 経過措置等

その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。 (附則第三条から第十九条まで関係)